省　令

○農林水産省令第十八号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第三十六条第一項及び第二項（同法第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項、第五十条の六第一項、第五十四条の二第三項並びに第六十五条の三第一項、同法第三十七条の二第七項、第四十条の二及び第七十二条の二の二において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百四十七条第四項並びに農業協同組合法第四十三条の六第五項において準用する会社法第三百二条第一項並びに農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第三条の二第一項第二号の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第二号中「判断」の下に「及びその理由」を加える。

第九十八条第八項第二号中「損失の可能性」を「当該損失の危険」に、「当該可能性」を「当該損失の危険」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第九十八条の二　同一の工事契約（請負契約のうち、土木、建築、造船、機械装置の製造その他の仕事に係る基本的な仕様及び作業内容が注文者の指図に基づいているものをいう。）に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。

第百二十三条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　賃貸等不動産に関する注記

第百二十三条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　金融商品に関する注記

第百二十八条の次に次の一条を加える。

（金融商品に関する注記）

第百二十八条の二　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　金融商品の状況に関する事項

二　金融商品の時価等に関する事項（時価に代わる金額について開示する場合には、その旨及び算定方法）

2　前項の「金融商品」とは、金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。

第百二十九条第一項中「有価証券に関する」を「前条に定める事項のほか、有価証券に関する」に、「重要でない」を「重要性の乏しい」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、同条第二項中「重要でない」を「重要性の乏しい」に改め、同条第三項中「重要でなくなった」を「重要性が乏しくなった」に改め、同条に次の一項を加える。

4　当該事業年度中に減損処理を行った有価証券に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　その旨

二　減損処理額

第百三十一条の次に次の一条を加える。

（賃貸等不動産に関する注記）

第百三十一条の二　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　賃貸等不動産の状況に関する事項

二　賃貸等不動産の時価に関する事項

2　前項の「賃貸等不動産」とは、棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有するものをいう。

第百三十四条中「第七号及び第八号」を「第六号及び第八号から第十号まで」に改める。

第百五十六条第二号中「判断」の下に「及びその理由」を加える。

第百六十二条第一項中「第百六十条第三号イの」を削り、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　提案の理由（総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）

第百六十三条第一項第二号中「前条第一項第三号」を「前条第一項第四号」に改める。

第百六十九条の次に次の一条を加える。

（責任免除を受けた役員に対し退職慰労金等を与える議案等）

第百六十九条の二　法第三十五条の六第四項の決議に基づき役員の責任を免除した場合において、理事（法第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員）が法第三十五条の六第七項の承認の決議に関する議案を提出するときは、総会参考書類には、責任を免除した役員に与える第八十四条各号に規定するものの内容を記載しなければならない。

第百八十五条第二項中「市場価格」を「時価」に改め、同条第三項中「市場価格のない」を「時価の把握が困難な」に、「市場価格のある」を「時価のある」に改め、同条第四項中「市場価格」を「時価」に改め、同条第五項及び第六項中「市場価格のない」を「時価の把握が困難な」に改める。

（のれんの評価）

第百八十八条　組合は、吸収合併（組合が他の組合とする合併であって、合併により消滅する組合（以下「吸収合併消滅組合」という。）の権利義務の全部を合併後存続する組合（以下「吸収合併存続組合」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）、新設合併（二以上の組合がする合併であって、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併により設立する組合（以下「新設合併設立組合」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）又は事業の譲受けをする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。

第百九十二条の次に次の一条を加える。

（組織再編行為の際の資産及び負債の評価）

第百九十二条の二　吸収合併存続組合は、吸収合併対象財産（吸収合併により、吸収合併存続組合が承継する財産をいう。以下この項において同じ。）の全部の取得原価を吸収合併対価（吸収合併に際して吸収合併存続組合が吸収合併消滅組合の組合員に交付する財産をいう。）の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合を除き、吸収合併対象財産には、当該吸収合併に係る吸収合併消滅組合における当該吸収合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。

2　前項の規定は、新設合併の場合について準用する。

第百九十三条中「前条」を「第百九十二条」に改める。

第二百一条第三項中「市場価格」を「時価」に改める。

第二百九条第一項第一号イからヘまで以外の部分を次のように改める。

組合が吸収合併消滅組合である場合

第二百九条第一項第二号イからヘまで以外の部分を次のように改める。

組合が新設合併により消滅する組合（以下「新設合併消滅組合」という。）である場合

第二百十三条第二号中「判断」の下に「及びその理由」を加える。